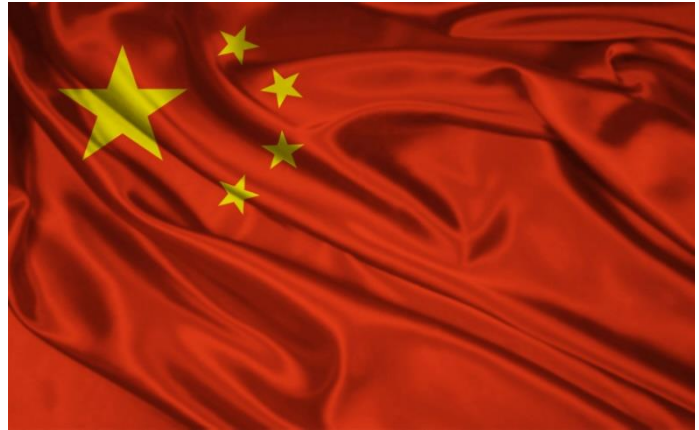


中国が硫黄の排出規制海域を拡大

こちらは、英文記事「[China expands its sulphur emission control areas](#)」（2018年12月17日付）の和訳です。

2019年1月1日以降、船舶が中国の領海に入る前に、硫黄分濃度が0.50%を超えない燃料に切り替える必要があります。

2018年11月8日付の Gard Alert「[硫黄濃度規制の施行時期が迫っています](#)」では、2019年1月1日から香港・台湾・中国本土の国内排出規制海域（ECA）で発効する硫黄排出規制の内容をお伝えしましたが、今回はその関連情報です。



Gard のコレスポンデントである Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.によると、中華人民共和国交通部（Ministry of Transport [MOT]）は、中国の硫黄排出規制海域の地理的範囲を拡大する新規制を発表しました。中国の最南端に位置する海南省内の「**海南省沿岸 ECA**」に加えて、新たな**沿岸 ECA** が指定され、それには中国領海内の全ての海域と港が含まれています。さらに、長江と西江の一部を含む2つの**内陸 ECA** も指定されています。

中国の新たな国内 ECA の正確な座標と地図は、同コレスポンデントのサーキュラー[PNI 1816 \(2018年12月13日付\)](#)に掲載されています。中国が海岸の一部について直線基線を宣言していることについても留意が必要です。つまり、海岸線から12海里の領海範囲を測定するための中国の基線は、実際の海岸から数海里も離れたところに位置する場合もあるということです。

主な要件

同コレスポンデントによると、中国の新規制には、航行中の船舶からの硫黄排出に関する以下の要件が含まれています。

- **2019年1月1日**以降、沿岸 ECA（海南省沿岸 ECA を含む中国の領海内を意味します）の範囲内での船舶運航時には、硫黄分濃度が0.50%を超えない燃料を使用しなければなりません。
- **2019年7月1日**以降、停泊先で電源供給を受ける機能を持つ船舶（タンカー以外）は、沿岸 ECA 内の電源供給設備のある港に3時間以上停泊する場合には停泊先で電源供給を受け

ることが必須となります。内陸 ECA の電源供給設備のある港に 2 時間以上停泊する場合も同様です。

- **2020 年 1 月 1 日**以降、内陸 ECA（長江と西江）に入る船舶は、当該 ECA 範囲内での運航時には、硫黄分濃度が 0.10%を超えない燃料を使用しなければなりません。
- **2022 年 1 月 1 日**以降、海南省沿岸 ECA 範囲内での船舶運航時には、硫黄分濃度が 0.10%を超えない燃料を使用しなければなりません。
- 船舶による大気汚染防止の取り組みの一環として、中国当局は、燃料品質に関して将来的にさらに厳格な規制を課すことを決定する可能性もあります。**2025 年 1 月 1 日**から沿岸 ECA 内での硫黄分濃度の上限を 0.10%とする規制の導入が、現在検討されています。
- 燃料の切り替え作業は、指定された国内 ECA に入る前に完了するか、ECA から出た後に開始しなければなりません。
- 排出ガス洗浄用のスクラバーを使用するなど、排出ガス削減の面で少なくとも同等の効果を持つのであれば、コンプライアンス対応のための代替手段として中国当局に認められるであろうと Gard では理解しています。しかし、そういった代替手段の使用を考えている船舶の船長には、現地エージェントと連絡をとって、中国の港におけるオープンループ方式スクラバーからの洗浄水排出に関して現地の規制はどうなっているか確認することを推奨いたします。
- **2020 年 3 月 1 日**以降、排出ガス洗浄システムを装備していない船舶が中国の領海に入る際には、硫黄分濃度が 0.50%を超えない燃料のみ輸送することが認められます。これは、2018 年 10 月に MEPC73（IMO 海洋環境保護委員会の第 73 回会合）で採択された IMO の「輸送禁止」規則と合致するものです。

アジア太平洋地域に向けて航行する船舶は、2019 年 1 月 1 日から香港・台湾・中国本土で施行される硫黄分濃度上限を 0.50%とする規制への対応準備を行い、船上での適切な手順を導入して乗組員にそれを周知させるよう、徹底してください。その他の推奨事項は、[2018 年 11 月 8 日付](#)の Gard Alert に記載されています。

本アラートは、Gard のコレスポンデントである Huatai Insurance Agency & Consultant Service Ltd.からの情報に基づいて作成したものです。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gard は本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。